

## 諏訪湖流域下水道下水熱利用検討委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 諏訪湖流域下水道の下水熱利用に関する検討及び関連市町村事業との調整を図るため、諏訪湖流域下水道下水熱利用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次の事項を検討する。

- (1) 下水熱利用の検討に関すること。
- (2) 下水熱利用について関連市町村との調整に関すること。
- (3) その他、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 この委員会は次の委員をもって組織する。

- (1) 関連市町村の下水道担当部（局）課長
- (2) 諏訪湖流域下水道事務所長
- (3) 諏訪建設事務所整備課技術専門員

2 委員の任期は、委員会の所掌事務が終了したときまでとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、諏訪湖流域下水道事務所長がその職にあたる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(職務代理)

第5条 委員長が、病気その他の事由によりその職務を自ら行うことができないときは、職務代理者がその職務を代理する。

2 職務代理者は委員長があらかじめ委員の中から指名するものとする。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長を務める。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の関係者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は諏訪湖流域下水道事務所内に置く。

附 則

この要綱は平成30年2月8日から施行する。